

第3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の中間検査及び使用検査要領

1 中間検査の主な確認事項

- (1) 使用検査時に確認できない次の消防用設備等の状況を確認すること。
 - ア 消火設備等の水槽、配管、配線の敷設状況
 - イ 土中配管の敷設状況及び各配管の天井裏部分、区画貫通部分の施工状況
 - ウ 配管の種類、材質
 - エ ガス系消火設備の防護区画の施工状況
- (2) 使用検査時に容易に変更できない消防用設備等（屋内消火栓箱、自動火災報知設備発信機、連結送水管送水口・放水口等）の取付位置の確認をすること。

2 検査項目及び要領

消防用設備等又は特殊消防用設備等の中間検査及び使用検査時の検査項目（中間検査については前第2の内容を含む。）及び検査要領は、第4章第2節に示す検査要領によること。